

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年 8月31日

【会社名】 株式会社 藤木工務店

【英訳名】 Fujiki Komuten Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 木 玄 三

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町一丁目7番10号

【電話番号】 大阪(4964)8700(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 岸 本 章

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区備後町一丁目7番10号

【電話番号】 大阪(4964)8700(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 岸 本 章

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 127,500,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社 藤木工務店 東京支店  
(東京都新宿区四谷四丁目16番3号)  
株式会社 藤木工務店 倉敷支店  
(岡山県倉敷市鶴形一丁目11番24号)  
株式会社 藤木工務店 四国支店  
(高松市上福岡778-1)  
株式会社 藤木工務店 京都支店  
(京都市下京区四条通新町東入月鉾町62)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,700,000株(注)	完全議決権株式であり、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成28年4月28日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,700,000株	127,500,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,700,000株	127,500,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。  
なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
75		1,000株	平成28年6月29日(水)から平成28年7月29日(金)まで		平成28年7月29日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 藤木工務店	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番10号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 瓦町支店	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目1番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
127,500,000	200,000	127,300,000

(注) 1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用等の概算であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額127,300,000円につきましては、全額運転資金に充当いたします。なお、当面の資金管理は当社預金口座にて行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	株式会社大正銀行	
本店の所在地	大阪市中央区今橋2丁目5番8号	
代表者の役職及び氏名	取締役頭取 吉田 雅昭	
資本金	2,689百万円	
事業の内容	預金業務、貸出業務、内国為替業務、国債、投資信託、生命保険の窓口販売業務等	
主たる出資者及びその出資比率	トモニホールディングス株式会社	100.0%

(注) 1. 資本金の額は平成28年3月31日現在におけるものであります。

2. 主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成28年4月1日現在におけるものであります。

資本関係	当社が保有している割当先( )の株式の数	トモニホールディングス株式会社株式( 経営統合による )	21,620株
	割当予定先が保有している当社の株式の数		-株
人的関係	該当事項はありません。		
資金関係	該当事項はありません。		
取引関係	株式会社大正銀行の店舗工事の建設を請け負う。		

割当予定先の概要		
名称	東洋プロパティ株式会社	
本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目1番28号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 今崎 恭生	
資本金	320百万円	
事業の内容	不動産の仲介・鑑定等、土地・建物の賃貸、その他	
主たる出資者及びその出資比率	田村駒株式会社	15.3%
	三信株式会社	13.6%
	T I S 株式会社	13.6%
	株式会社大林組	13.6%

(注) 資本金の額、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成28年3月31日現在におけるものであります。

資本関係	当社が保有している割当先の株式の数	17株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	-株
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
取引関係	不動産物件の紹介を受けている。	

割当予定先の概要		
名称	明石被服興業株式会社	
本店の所在地	岡山県倉敷市児島田の口1丁目3番44号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 河合 秀文	
資本金	41百万円	
事業の内容	学生服製造販売	
主たる出資者及びその出資比率	明石被服興業従業員持株会	25.6%
	明石 靖生	6.1%
	明石 年正	6.0%

(注) 資本金の額、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成28年3月31日現在におけるものであります。

資本関係	当社が保有している割当先の株式の数	- 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	- 株
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
取引関係	社屋・工場等の建設工事を請け負っている。	

割当予定先の概要		
名称	丸五基礎工業株式会社	
本店の所在地	大阪市中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル7階	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 平見 殖	
資本金	1,049百万円	
事業の内容	基礎土木工事	
主たる出資者及びその出資比率	丸五基礎工業従業員持株会	16.41%
	株式会社奥村組	10.23%
	株式会社みずほ銀行	4.68%

(注) 資本金の額、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成28年3月31日現在におけるものであります。

資本関係	当社が保有している割当先の株式の数	- 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	217,940株
人的関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
取引関係	受注工事の基礎工事の一部を発注している。	

## b 割当予定先の選定理由

当社は、将来の建設需要の落ち込みが予測される中、事業継続・発展に支障が生じないようにするため、他社との連携、安定した株主構成の下で適正なガバナンスを構築していくことを視野に入れ、自己株式を引き受けていただけの第三者を募集し、当社株式を保有していただくこと（以下「本第三者割当」といいます。）が適当であると判断いたしました。

株式会社大正銀行様とは、昭和35年に同行の「玉造支店新築工事」を当社が請け負って以来、長年に渡り、同行の支店や寮の建設工事を継続して受注させていただいております。同行の「森小路支店新築工事」を竣工したところです。また、同行のお取引先からのご紹介等により、当社の仕事に結びついた工事も多々あり、大阪地元の金融機関として緊密な取引をしていただいております。

東洋プロパティ株式会社様とは、同社の前身である東洋不動産株式会社（昭和35年設立）の時代から、昭和37年に旧株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の「玉川家族寮新築工事」を請け負って以来、長年に渡り取引させていただいております。現在では、建設事情情報に加え不動産情報等のご提供もいただくなど、当社の仕事に欠かせない貴重なパートナーとなっております。また、当社がお持ちの株式会社三菱東京UFJ銀行グループを起点とする幅広いネットワークを通じて、取引先の拡大にご協力いただいております。

明石被服興業株式会社様とは、昭和28年に「工場宿舍新築工事」を当社が請け負って以来、長年に渡り同社の本社ビルや工場、物流施設に関し建設工事のお仕事をさせていただいております。同社の本社所在地である岡山県だけではなく「宇部テクノパークアソートセンター」「鹿児島支店」「アクシーズ西崎工場（沖縄県・現在工事中）」「SUC名古屋支店（現在工事中）」など全国的に同社の建設工事を担当させていただいております。

丸五基礎工業株式会社様は、長年に渡る当社の株主であり、当社株式217,940株を保有していただいております。同社は、基礎工事に関する大手会社であり、全国的に展開されておられます。昨今の杭工事の問題等社会問題となっている中、安心できる優良なパートナーとして今後も緊密な関係を継続したいと考えております。

以上4社とはこの度、より一層の関係強化を図ることにより、当社の企業価値を高めることができると判断し、本第三者割当の割当予定先といたしました。

## c 割り当てようとする株式の数

株式会社大正銀行	当社普通株式	500,000株
東洋プロパティ株式会社	当社普通株式	500,000株
明石被服興業株式会社	当社普通株式	500,000株
丸五基礎工業株式会社	当社普通株式	200,000株

## d 株券等の保有方針

当社は、割当先による本第三者割当の引受けが、当社と割当先との関係強化を目的とした長期保有の方針に基づくものであることを確認しております。

## e 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社大正銀行、東洋プロパティ株式会社、明石被服興業株式会社、丸五基礎工業株式会社の財務諸表を入手するとともに、取締役頭取や代表取締役と口頭で直接ヒアリングを実施し、各社に十分な資力があることを確認しております。併せて本株式に係る払込金額は払込期日までにその全額を払い込む旨並びに必要な資金を確保されていることを確認しております。

## f 割当予定先の実態

当該割当予定先およびその役員または主要株主が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会勢力等とは関係がないことを書面で確認しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当の相手先は、支配株主となるものではなく、少数株を長期安定保有していただける株主であり、当社は将来に向けて再上場の計画も予定もございませんので、投資還元利回りを主に考慮した下記の標準的な「前提条件」の下での配当還元方式による価格といたしました。税理士・弁護士など広く第三者の意見を参考にしながら慎重に協議を進めた結果、1株71円から83円が合理的な金額となり、中間値の75円を払込金額といたしました。

また本第三者割当は上記の通り、少数株主として長期的かつ安定的に株式を保有していただくことを確認しており、当社は今後上場の予定もなく、株主への還元としては株式配当のみとなります。過去5年間の平均配当は5円を下回っていることから、今回の1株75円のコストは有利発行には該当しないと判断しております。

しかしながら、1株75円という払込金額が万が一にも募集株式を引き受ける者にとって特に有利な金額に該当すると判断された場合に備え、第79期株主総会において特別決議の手続きをしております。

<前提条件>

- ・資本還元率は長期債の利回りと市場性欠如のリスクプレミアムを考慮して6～7%とする
- ・配当は、安定配当を考慮した1株あたり年5円とする

### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により処分する株式数は、普通株式1,700,000株であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数(自己株式は除く)18,511,969株に対して9.2%(議決権総個数18,218個に対して9.3%)の希薄化が生じることとなりますが、これは一般的に認められた希薄化率10%未満にも合致いたしております。さらに、本第三者割当は、主旨である今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものと考えており、今回の処分数量と希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合(%)
藤 木 玄 三	大阪府豊中市	2,915	16.00	2,915	14.64
有限会社 三榮物流研究所	大阪市中央区常磐町 2 - 1 - 1	1,505	8.26	1,505	7.56
倉敷紡績 株式会社	大阪市中央区久太郎町 2 - 4 - 31	1,006	5.52	1,006	5.05
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621	943	5.18	943	4.73
株式会社 中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内 1 - 15 - 20	664	3.64	664	3.33
日本生命保険 相互会社	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 6	579	3.18	579	2.91
藤 木 龍 三	大阪府豊中市	515	2.83	515	2.59
株式会社 大正銀行	大阪市中央区今橋 2 - 5 - 8	-	-	500	2.51
東洋プロパティ 株式会社	東京都港区虎ノ門 1 - 1 - 28	-	-	500	2.51
明石被服興業 株式会社	岡山県倉敷市児島田の口 1 - 3 - 44	-	-	500	2.51
計	-	8,129	44.61	9,629	48.33

- (注) 1 所有株式数は、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準としております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日現在の総議決権数(18,218個)で除して算出した数値であります。
- 3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数(18,218個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,700個)を加えた数で除して算出した数値であります。
- 4 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。
- 5 上記のほか、当社は平成28年3月31日現在2,349,031株を自己株式として保有しており、割当後の自己株式数は649,031株となります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第79期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成28年6月28日提出）、本有価証券届出書提出日（平成28年8月31日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年8月31日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第79期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月28日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月16日

株式会社 藤木工務店  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 嘉 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 村 照 私

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社藤木工務店の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社藤木工務店の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。